



マイナンバーを、 きちんと受け取って活用するために。

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる**12桁の番号**をマイナンバーといいます。マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体において、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

社会保障関係の手続

年金の資格取得や確認、給付
雇用保険の資格取得や確認、給付
ハローワークの事務
医療保険の給付の請求
福祉分野の給付、生活保護
など

税務関係の手続

税務署に提出する
確定申告書、
届出書、法定調書などに記載

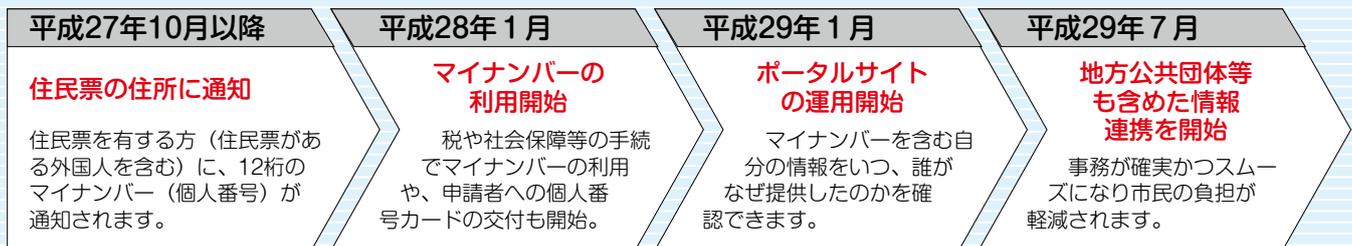
都道府県・市町村に
提出する申告書、
給与支払報告書などに記載

災害対策

防災・災害対策に関する事務
被災者生活再建支援金の給付

被災者台帳の作成事務
など

マイナンバー制度の実施の流れ



マイナンバーを確実に受け取っていただくために

住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとに、住民票の住所へ簡易書留でお送りします。転送不可で送られますので、住民票の住所と異なるところにお住まいの方や、郵便局に転送届を出されている方は、受け取ることができない可能性があります。居住しているところに住民登録をされていない方や、マンション等にお住まいで、住民票に部屋番号等の記載がない方は、早めに届出をしてください。

事業所向け「マイナンバー制度説明会」の開催 <参加費無料>

日時 8月27日(木) 14:00~16:30 **場所** 南部総合県民局（阿南）2階大会議室（富岡町あ王谷46番地）
内容 制度の概要／ガイドラインの概要／国税分野、健康保険・厚生年金保険における制度について
申込方法 8月12日(木)までにFAXまたは電子申請で受付。詳しくは、徳島県公式ホームページをご覧ください。
 ※参加者の決定は、先着順とします。
問い合わせ先 徳島県地域振興課 情報企画担当（☎088-621-2142・FAX088-621-2829）へ

制度の問い合わせは

コールセンター(☎0570-20-0178)へ ※有料

オンライン

政府広報

検索